

第1回

宮城県産業振興審議会水産林業部会

日 時 : 平成15年9月19日(金)

午前10時～正午まで

場 所 : 宮城県庁4階 特別会議室

宮城県産業経済部

宮城県産業振興審議会水産林業部会名簿

(五十音順、敬称略)

氏名	所属等	摘要
大沼 毅彦	林業経営、住宅建築会社専務	
大山 珠美	宮城学院女子大学講師	専門委員
川野 泉	(株)西友ザ・モール仙台長町店長	専門委員
川村 恒雄	築地魚市場㈱専務取締役	
木村 稔	宮城県漁業共同組合連合会会長	専門委員
佐藤 亮輔	宮城県産地魚市場協会会長	専門委員
島貫 文好	(社)全国中央市場水産卸協会東北地域協議会会長	専門委員
鈴木 浩一	宮城県水産加工研究団体連合会会長	専門委員
谷口 和也	東北大学大学院農学研究科教授	部会長
早坂 みどり	建築設計事務所代表	
水野 暢大	(株)水野水産専務取締役	

1. 開 会

○司会（寺田補佐） 本日はお忙しい中、お集まりをいただきありがとうございます。

ただいまから第1回宮城県産業振興審議会水産林業部会を開催いたします。

それでは、開会に当たり遠藤産業経済部長からごあいさつを申し上げます。

2. あいさつ

○遠藤部長 皆さん、おはようございます。

大変お忙しいところ、本日は第1回目でございますけれども水産林業部会にご参会をいただきました。心から御礼と感謝を申し上げます。

また、専門委員の方々にはお願いをいたしましたところ、大変快くお引き受けをいただきました。あわせまして御礼を申し上げます。

本日の議題であります「みやぎ海とさかなの県民条例に基づく基本計画」でございますけれども、これにつきましては去る7月24日の産業振興審議会におきまして諮問をいたしました。そこでお集まりいただいております水産林業部会を中心に議論を進めていくということになったわけでございます。よろしくひとつお願いをいたしたいと存じますが、この「みやぎ海とさかなの県民条例」でございますけれども、今年3月の県議会で議員提案条例として審議されまして、北海道に継ぐ全国2番目の水産基本条例として制定されたものでございます。この水産林業部会の中では宮城県の水産業の振興に向けて今後、取り組むべき課題や対応方針についてご検討をいただきまして、その議論を踏まえて審議会に諮り、この条例に基づく基本計画を策定したいと考えておりますので、忌憚のないご意見をいただきたいと思っております。

また、この基本計画につきましては、議会の基本的な計画の議決に関する条例というのがございまして、基本計画は予定といたしましては、2月議会がございましてここにも諮りまして議会で承認をいただければ基本計画として成立すると、こういう段取りになっておるわけでございます。

大変厳しいスケジュールでございまして我々執行部といたしましても最善を尽くして作業を進めてまいりますので、幅広い立場、県民の立場からこの水産業の振興とか、また県民の責務、これらの問題についてご意見をいただきながら基本計画の案を我々として詰めていきたいと思っておりますので、よろしくご審議のほどを賜りたいと思っております。

簡単でございますけれども、ごあいさつとさせていただきます。よろしくをお願いいたします。

3. 委員紹介

○司会 この水産林業部会では、産業振興審議会の5名の委員に加えまして新たに専門委員として6名の皆様にお入りいただいております。計11名でご審議をいただくことになってございます。今回が初めての会合でございますので事務局から委員の皆様方のご紹介をさせていただきます。

[事務局から出席委員紹介]

谷口和也水産林業部会長、大沼毅彦委員、大山珠美委員、川野 泉委員、木村 稔委員、佐藤亮輔委員、島貫文好委員、早坂みどり委員、を順次紹介。

○司会 本日の出席の委員は以上の方々でございます。

なお、川村恒雄委員、鈴木浩一委員、水野暢大委員は、本日、所用のため欠席されております。

本会議の定足数は2分の1以上でありまして、本日はこの要件を満たしており会議は成立しております。

なお、専門委員の皆様への知事からの委嘱状及び審議会会長からの所属部会指名書につきましては、時間の関係上、あらかじめお手元に置かせていただいておりますのでお許しいただきたいと思っております。

ここで委員と同席しております県職員をご紹介申し上げます。

[事務局から出席委員紹介]

遠藤正明産業経済部長、狩野秀一産業経済部次長、仙石多賀夫産業経済部次長、堺井啓公産業経済部次長、後藤邦雄産業経済部次長を順次紹介。

○司会 続きまして、議事に入ります前にお手元の資料の確認をさせていただきます。

資料は資料1から資料7までございます。また参考資料として「宮城県水産振興ビジョン」の概要版、「みやぎ産業振興ビジョン」及び「みやぎの水産業」を配付しております。資料の不足等がございましたら係員にお申し付けいただきたいと思います。

次に、委員の皆様のご発言につきましては、お手元にごございますマイクの使用をお願いいた

したいと思います。その使用方法につきまして簡単に説明をさせていただきます。ご発言の際にはマイクのスイッチをオンにして、マイクのところにありますオレンジ色のランプから点灯しましてからご発言をお願いいたしたいと思います。ご発言が終わりましたら必ずマイクのスイッチをオフにしてくださいようお願いいたします。大変ご面倒をおかけいたしますが、よろしくをお願いいたしたいと思います。

3. 議事

○司会 それでは、議事に入りたいと思います。 会議は、条例の規定に基づき部会長が議長になって議事を進めることになっております。谷口部会長に議事進行をお願いいたします。

○谷口部会長 それでは、議事に入らせていただきます。

この「みやぎ海とさかなの県民条例」に基づく基本計画をこれから皆さんのお力添えをいただいて作成することになると思うのですが、水産業というのはすべての産業の中で恐らくほかの産業に一切迷惑を及ぼすことのない唯一の産業だと私は思います。例えば、魚類養殖は海域汚染を起こしますが、それ以外はむしろ海域を保全します。

現在、地球温暖化やさまざまな汚染が地球上を覆っており、このような事態を何らかの形で解決しなければ人類は存亡の危機に瀕しているという危機感を持ってこの席に臨まねばならないと私は思います。この基本計画を作成する上で底流として、人類の生存のための水産業としても環境を維持する立場で基本計画の作成に携わっていきたいと私は考えています。とすれば、単に水産業の問題ではなくて、陸域の分水嶺から、山の森林から田畑、畜産業も含めた一つの大きなシステムとして循環系として私たちはこの問題をとらえ、そして水産業が発展すればするほど地球環境は良好になり、そして多くの人間が豊かに生活できる、そのような方向を目指していきたいと心から願っています。

宮城県というのは全国第2位の大水産県であり、宮城県の行政の方々や生産者の方々の多大な努力による非常に高い技術によってこれらの生産量と生産額が維持されていると私は思います。そのような宮城の高レベルの水産をより高め、生産額をさらに高めて海で雇用と生活が守れるようにする方向をぜひこの基本計画で模索したいと願っています。どうぞよろしくお願い致します。

まず、議事に入ります前にこの宮城県産業振興審議会は第1回の会議の際に公開すると決定しておりますので、当部会も公開として進めさせていただきます。

それでは、議事に入りたいと思います。

(1) 諮問事項について

○谷口部会長 議事の(1)は諮問事項でございまして、事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 それでは、私からただいまの諮問事項についてご説明をさせていただきます。

説明の順序といたしまして今回諮問いたしました根拠となっております「みやぎ海とさかなの県民条例」の概要を簡潔にご説明をした後、本条例に基づいて知事から審議会に諮問いたしました内容をご説明したいと思います。

まず資料1をごらんいただきたいと思います。資料1が県民条例の内容でございます。これは先ほど部長からあいさつの中で申し上げましたが、本年3月の県議会におきまして制定され、この4月1日から施行されておるわけでございます。

本条例の制定の趣旨でございますけれども、本県は漁業生産、水産加工業ともに全国屈指の生産県というわけでございますが、水産業をめぐるっては年々、大変厳しい環境に置かれておりますが、将来に向けて水産業を環境と共生しながら食料産業として持続させていく、その振興策をどう展開していったらいいか、こういった課題もございまして、最近では消費者にとって安全、安心な水産物を供給していく使命を果たすための体制をどう整備したらいいかといった課題もございまして。あと漁業地域につきましても次の世代に継承していく上でどんな手だてを講じたらいいかというような課題もございまして。こういったさまざまな課題につきましても県と水産業界、県民が共通の認識を持って課題解決のための取り組み方針あるいはその実現のためのさまざまな方策を明らかにいたしまして、相互的、かつ計画的に展開していこうというのが本条例の趣旨でございます。

条例の構成でございますけれども、1ページの第1条に目的が規定されております。2ページにまいりまして、第3条に基本理念、それから第4条から第6条までが県あるいは水産業者、県民等の責務と役割について規定がございまして。それから、2ページの最後の段から3ページの上段にかけては今回ご検討いただく基本計画についての規定がございまして。3ページの中段、8条が水産業の振興に係る主要な方策ということで5項目書いてございまして。それから、4ページにまいりまして、先ほど部長からもお話しありましたが、11条には議会への報告等が規定をされておりまして、構成としては第11条から構成されている内容でございます。

本条例を簡潔に整理いたしましたのが、資料が飛びますけれども資料の4、横書きの資料でございます。資料の4をごらんいただきたいと思います。資料4に簡潔に整理をさせていただきました。左欄に記載がございまして、第3条に規定がございまして水産業振興の基本理念ということで三つございまして、一つは環境の保全、それから資源の持続的な利用、安全で良質な

水産物の安定確保、二つ目が活力ある産業としての水産業の発展、地域特性を生かした健全な経営の確立、組織と後継者の育成を図るということでございますし、三つ目が漁業地域、自然と共生し多面的機能を発揮する地域として発展を図ることというのが基本理念、この三本柱が基本理念でございます。

それから、右欄にまいりますと今回ご検討いただく基本計画、これは本年度中に策定することになっていますがこの基本計画に掲げる事項、5項目ございまして、これを整理させていただきました。一つは計画策定の考え方、それから水産業振興に関する基本的な方針、それから計画の目標、4番目が施策の展開方法、5番目がその他必要な事項、このアンダーラインが引いてある部分につきましては後ほどうちの方から改めて説明をさせていただく内容でございます。

それから、中段の真ん中に大きな欄がございますが、水産業の振興に係る主要な方策というのが書いてございます。これは安全で良質な水産物の安定供給、それから水産物の持続的かつ安定的な利用、健全かつ活力ある水産業の構築、競争力ある水産業の構築、そして水産業及び漁業地域の多面的機能発揮、それぞれの項目ごとに細かい細部にわたる方策について規定がございましてこれを整理をいたしましたわけでございます。

このような形で条例が制定されておりました、基本計画もこの条例に沿った形で策定をするわけでございますが、条例に基づきまして今回諮問をさせていただいたわけでございます。

それが資料の2、お手元にお戻りいただきたいと思いますが資料の2をごらんいただきたいと思っております。今回知事から産業振興審議会の方にご諮問を申し上げました。それを受けた形で審議会から本水産林業部会に検討を依頼されましたのはこの記の一番下にあります3、基本計画に定める事項でございます。これは先ほど資料4でちょっとご説明申し上げました基本計画に盛り込む事項そのものでございまして、一つには、水産業の振興に関する中長期的な目標、二つ目として、水産業の振興に関する基本的な方針、計画的に講ずべき施策、それから三つ目として、その他水産業の振興に関する施策を総合的、かつ計画的に推進するために必要な事項ということで、この3項目につきましてご検討いただくわけでございます。これから本日を含めてこの部会においてご検討いただいた上で審議会に報告していただくわけでございます。

以上が条例の内容、それから条例に基づいて諮問申し上げました内容でございますので、よろしくご検討のほどをお願い申し上げます。以上でございます。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。

それでは、ただいま事務局からご説明ございました事項につきまして幾つかご質問を受けた

と思います。どうぞよろしく願いいたします。いかがでしょうか。

今回初めてご参加された専門委員の先生方からご意見を賜りたいと思いますが、いかがでしょうか。

○島貫委員 余りにも大き過ぎて漠然としているのでどういうふうなことを言ったらいいのかちょっと考えにくいんですけども、もう少し具体的な細かいところからの方がよろしいような気がします。

○谷口部会長 議事進行にご協力いただきまして、どうもありがとうございました。いかがでしょうか。

○事務局 事務局からご説明を申し上げますが、先ほど基本計画をご検討いただくわけですが、きょう、ご説明申し上げますのは4の資料でアンダーラインを引いて、これから次第の中にもございますけれども、施策推進の基本的な考え方、それから施策の展開方法について、これにつきまして庁内で作業部会を開催をいたし、検討いたしてまいった、言ってみればその素案といいますか、たたき台的なものの内容を一応用意してございます。そのほかの事項につきましても庁内の作業部会の中でいろいろ種々検討してまいりまして、それを部会にお示しをし、ご検討あるいはご意見を賜りたいという段取りで進めたいというふうに思っておりますので、きょうのところはこのアンダーラインを引いた施策推進の基本的な考え方と施策の展開方法について後ほどご説明をさせていただくということでよろしく願いいたします。

○谷口部会長 そういうことでございます。それでは、事務局の説明に関してはご了承いただいたということで、これに基づいて進めていくということでご了解いただきたいと思います。

(2) 宮城県の水産業の現状と課題について

○谷口部会長 続きまして、より具体的な議事の2の方に入らせていただきたいと思います。

宮城県の水産業の現状と課題ということで現在の課題とこれからの施策の方向等につきまして事務局からご説明をお願いいたします。

○事務局 事務局からご説明を申し上げたいと思います。お手元の資料の3をお開き願います。

私、漁業振興課長をやっております鶴飼と申します。よろしく願いいたします。

資料の3の1ページをお開き願いたいんですが、そこに漁業の生産量の推移についてグラフ化してございます。この下のグラフをごらんいただきたいと思いますが、漁業部門別生産量の推移というものでございます。左上に昭和48年にピークを迎えている□のプロットの折れ線がございまして、これが遠洋漁業でございまして、昭和48年に山を迎えてその後、52年にはドンと落ちておりますが、これが52年におきました200海里規制の影響ということでありま

す。その後も国際的なマグロの減船等がありましていろいろ紆余曲折を受けました。ピーク時に40万トンあったものが現在は13万トンレベルになっております。

真ん中の上に波打っております○プロット、赤線、昭和53年から63年ごろにこのとおり30万トン以上を生産しております。これがイワシ、巻網を主体とする沖合漁業でございます。このイワシにつきましてはその後、資源の状況からいたしまして現在では1,000トンレベルまで減っているということで、トータルとして沖合漁業はピーク時に40万トンあったのは現在は12万トンまで落ちております。

唯一右上がりのグラフは下から2番目であります。これは養殖業でございます。比較的順調に伸びまして当初8万トンであったものが現在は13万トンに達していると。一番下が沿岸の漁船漁業でありまして5万トン前後と、こういった部門別の推移をトータルしたのが上のグラフであります。昭和61年から減少傾向をたどって平成6年からは若干横ばい傾向ということになります。平成13年には44万トン、うち遠洋漁業が3割、沖合漁業と沿岸漁業で4割、養殖業で3割といったような生産状況にあります。

次の2ページでございますが、これを金額ベースで見たものであります。これも下の方からご説明申し上げますと、□のプロット、一番上のであります、それがただいま申し上げた遠洋漁業でありまして、これは61年をピークにしまして61年は1,200億円を稼いでおったんですが、これは今現在400億円まで、その中でもマグロ漁業が約300億円ほど生産しているという状況にあります。その下の○プロット、これは沖合漁業であります。57年をピークにして600億円だったんですがこれが200億円程度に減っているという状況になります。その下が養殖業であります、このとおり伸びまして現在300億円、沖合漁業の生産額を抜くに至っているという状況にあります。

これらをトータルいたしますと上の方のグラフになります。昭和60年がピークであります、平成13年には985億円というレベルでございます。うち遠洋漁業が4割、沖合遠洋漁業で3割、養殖業が3割と、こういったような構成になっております。

次のページをお開き願います。3ページであります。今、比較的順調に伸びてきた海面養殖漁業ということを申しましたが、部分的には順調でないものもございました。下のグラフをごらんいただきたいと思っております。金額ベースで養殖生産を見たものであります。

グラフの一番上、グラフ中央で波打っている線がございます。これが魚類養殖、具体的には銀ザケ養殖であります。このとおり昭和63年から平成4年まで100億円以上を生産しておりましたが平成13年には40億円まで後退をしました。これはチリ産の銀ザケとの競合の結

果といったようなことであります。

ただ、※をプロットしたもの、○をプロットしたものの、これはそれぞれカキ養殖とノリ養殖であります。非常に順調でありまして特に近年、好調であります。ホタテ養殖とともに主要な養殖業になっているというものでございます。

次のページをお開き願います。次に、漁業就業者と経営体について見たものであります。

一番上のグラフでございますが漁業就業者数と経営体数を見たものであります。折れ線が漁業就業者数、棒グラフが経営体数ですが、どちらもこのとおりの右下がりの状態にあります。ちなみに昭和48年、経営体数は8,500経営体ほどありました。平成13年には4,760経営体、それから就業者であります昭和48年はおよそ3万人ほどおりました。平成13年には1万2,600人程度という状況になります。

漁業経営体数のどこが一体減ってきたのかというのが次のグラフであります。昭和55年からプロットしてありますが、一番上の折れ線グラフ、○プロット、これがどうも主力でございます。55年は5,000経営体ほどあったのが3,000経営体になっている、これが実は養殖業でございます。零細規模の経営体が減っていったということでございますが、先ほど申しましたとおり、生産はふえているわけありますので1経営体当たりの生産がアップしたといったような見方も出ています。

養殖業であります、のうち一体どこかと見たのが下であります。上の2本のグラフ、△をプロットしたもの、ワカメ養殖、○印をプロットしたもの、これがノリ養殖でございます。ちなみにノリ養殖は昭和48年に2,900経営体ほどありましたが平成13年には274経営体、往時の9%という状況であります。

次のページをお開き願います。5ページでございますが、これは漁業就業者数の推移を見たものであります。このとおりの右下がりになっているわけですが、下のグラフをごらんいただきたいと思えます。この一番上の折れ線グラフ、○印をプロットしたのが主力になっておりますが40歳から59歳階層であります。これが昭和48年に全体の3割ほどあったんですが、平成13年には約5割、49.1%を占めるに至っております。

次のその下、△印をプロット、これが25歳から39歳の階層であります。これが往時31%ほどありましたが平成13年は4%といったような状況でございます。

唯一右上がりになっておりますのが※をプロットとしたもの、これが60歳以上階層であります。前は7.8%ほどでありましたが、平成13年には30%を超えるに至っているということでございまして、このまま10年たちますと主力モードが60歳以上にシフトする可能性

もあるのではないかとこの状況にあります。

それというのも口のをプロットしたのがありますが、下の方にかいてあります15歳から24歳階層というのが昭和48年、4,800人ほどおりました。全体の15.6%を占めておったんですが、平成13年は170人、全体の1.3%といった状況にあるからであります。

次に、6ページをお開きいただきたい。ここに魚市場の水揚げ状況と水産加工生産の状況についてプロットしてございます。魚市場の水揚げ状況につきましては、先ほどの生産状況と大体似たり寄つたりの動きになってございますが、これは水揚げを中身を見ますと、ここに書いてございせんが昭和52年までは北洋魚が主体の水揚げであった。それ以降、平成4年まで、これはイワシが主体の水揚げであったというような経緯を踏んでございます。

真ん中のグラフをごらんいただきたいと思います。生産加工業でございまして、折れ線が生産量を示しております。大分減っているなという感じを受けますが、これの量的なものの主たるものは冷凍水産物製造でございまして、先ほどイワシの話をしていただきましたが、水揚げがそんな形で減ったのを受けて冷凍水産物製造業もこのような減り方をしてきたということでございます。また加工は中身とすれば北洋魚に依存した加工が主流を占めているという状況でございます。

ただ、水産加工の生産額といいますか、出荷額を見ますと、一番下にありますとおり、額的には三千数百億円といったレベルを維持してきているという状況でございます。県内の製造業、電気機械製造関係で8,700億円、次に食料品の製造業が6,600億円でございますが、食料品生産額の半分以上は水産加工業が占めているという状況でございます。

今、これまでのたどった道のを大急ぎで振り返って見たわけでございますが、そこら辺を踏まえて宮城県の水産業の課題といったものを拾ってみたのが最後のページでございます。まず一つ、漁業については、今、ご説明しましたように、遠洋沖合漁業につきましては、国際動向のしがらみが依然としてありますし、国内の経済の低迷といった国内事情もあります。そういう中で経営をどうやって維持していくかといったのが大きく言って課題であるということになります。

(2)の沿岸・海面養殖業でございまして、これは毎年、好不良の変動が大きいということもありますし、輸入品との競合といった問題があります。それから、当然、資源の維持といったものがありまして、そこの中で経営をしていくというところに課題があるというところがございます。

大きな2番目の漁業就業者関係、ただいま申し上げましたとおり、非常に厳しい状況にはあ

るわけでありますが、ただこれらの定例状況と切り離しのできない課題でありまして、経営のいいところには後継者が育っておりますという現実があります。そういったことからすると、やはりここに書いてありますとおり、中核的な漁業者、中核的といいますと、経営マインドを持ったであるとか、資源の合理的利用に目を向けるであるとか、そういった中核的漁業者を育てることによってそれを見て後継者も育っていくといったようなことが言えるのではなかろうかと。ここら辺が課題であるというふうに思っております。

3の水産加工業であります。ここに書いてありますとおり、①の世界的な水産物需要の動向が変化しております。そういった中で原料の安定確保をどうやるかと。②にあります、消費者ニーズが多様化している、これは言い古されているところではございますが、こうした中で新しい製品開発、あるいはコスト削減、資金の確保、そういったことをどうやっていくか。③、食の安全、安心、これは最近の一番大きな問題ということではありますが、こういった品質管理の問題。④として今後、地産産の資源の活用ということが大きくクローズアップされなければならない。地産地消というものを推進していく、現在までの中央志向はそれとして中央志向オンリーではなく地産地消への転換ということも視野に入れなきゃならないかということでございます。

4の流通面でございます。衛生管理体制、それから②の、いわゆる産地の顔が見える生産。それから③の危害発生に関する検査、そういったものの体制を整備していくようなことが一つの大きな課題としてあるだろうと。④に書いてありますが自主流通ルートを確保することによって価格競争力をつける。⑤にあります、地産地消の考え方を重視し、地元の消費者にサポートになってもらう、支援者になってもらう、そういったことが必要ではなかろうかと。

5番目のその他で資源維持に重要な役割を果たしております栽培漁業、これの低コスト化といったものが必要でありますし、それから4番目、5番目に書いてございます、先ほど部会長さんからもお話がありました環境の負荷そのものを軽減する必要性、それから海域環境のモニタリング体制といったようなことを考えていくことも必要であろうと。最後に遊魚やプレジャーボートと漁業の共存体制といったようなことも考えていかなければならないのではないかと。といったようなことが今現在、課題として取り上げられるべきものではなかろうかということでございます。

私からは以上で説明を終わらせていただきます。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。極めて具体的で、なおかつ課題についてもしっかりと整理されておりますので、これから皆さんからさまざまなご質疑、ご意見をいただきました

と思います。

どなたでも結構です。まず全体にわたってどこからでも結構ですから、どんどんご発言をお願いし、次回までにそれらを十分整理するという方向で議論を進めていきたいと思います。いかがでしょうか。

○木村委員 ただいま後藤次長の方から内容説明がございまして、まとめとして鵜飼課長から出たわけですが、今、部会長から1から5までのまとまった内容でどこからでもいいということだったわけですが、ある程度、絞って一つ一つやっていった方が効率的ではないかと私は感じるんですが。

○谷口部会長 議事の進行にご理解いただきましたので、宮城県の水産業の課題、7ページのところまで全体が整理されておりますから、この順番に沿って関連する資料がすべてついておりますので、折に触れそこに戻っていきながら議論を進めていきたいと思います。よろしくお願ひします。

まず、資料等の意味合いとかも含めてご質問がございましたら。

○木村委員 漁業についてということの(1)でお話ししたいと思います。遠洋、沖合、これについては我々も200海里規制前は外国からの魚を日本に送ってやっているということで、グラフで説明されたように、その魚が減ったため全体の市場の水揚げに影響が大きいという話だったんですが、これはそのとおりだと思います。その上で資源の減少、水産庁、国はこれを回復計画ということでいろんな手段を使いながら考えているようなんですが、これも大変難しい問題だと思います。沖合から遠洋については、やはり減船を含めた資源の回復、この辺を考えながら将来像をつくった方がよいのではないかと、このように私は感じます。

また、この乗組員の問題は、やはり収入がなければだれも乗組員がないというのが陸でも海でも同じです。将来、10年後、15年後に資源が回復して日本以外にでも沖合あるいは遠洋でもとれるというような状況下になれば乗組員もふえるし、やはりこれから今までやってきたような水産業の内容ではなく、やはり沖合であっても管理型漁業をきちんと指導できるような形をとった方がよいと思います。

○谷口部会長 漁業について、特に遠洋、沖合に関しては国際的な関係で非常に難しいということをお話ししながら具体的に原則で将来像を考えていくこと、それから沖合、遠洋とはいえ、資源管理型漁業を推進すること、大変貴重なご意見をいただきましてどうもありがとうございます。

○佐藤委員 今のことに関連があります。私は漁業を営んでいる関係で大変悩みの多いところで

ありますけれども、ここの1番、2番の問題の一番の解決は、輸入の規制しかないと思います。しかし、輸入の規制といいますと、違う問題がいっぱい出てきます。その違う問題がゆえに漁業の輸入規制がなかなかできないんじゃないかと思います。例えば自動車はどうする、あるいは工業製品を輸出しているのにどうすると、そういう問題と並行して論じられます。しかし、工業製品とか自動車はつくり過ぎていけば捨てればいいんです。しかし、漁業はとり過ぎたら枯渇というふうなことに結びつきますので、私は輸入制限ということしかこの解決はないと思います。ただ、一般消費者向きではないです。いっぱい輸入されれば安く食えるという、そういうおかしな値付けといいますか、言い方の違いがありましてどうしても輸入規制ということが消費者になかなか説明できにくいところでもあります。特にマグロに関しては、あれは国際商品ではありません。刺身マグロということだけで日本に全部来るわけでもあります。なおかつこの国も輸出振興というときにいろんなことを工業製品あるいはいろんなファッション、繊維製品を輸出するにはすそ野の教育からいろんなものが必要で、その上で輸出ができる。輸出しても果たしてそれがもうかるかどうかわからないという、そういう遠大な状況にあるんですけれども、漁業に関してはマグロ1隻を買って日本人何人かに輸出すればすぐに収入にもプラスになると、まことに楽なことでもあります。マグロだけじゃないです。イカにしてもそうあります。なぜこうなったかというのはもし言う機会があれば言いたいと思いますけれども、この1番、2番の資源管理というふうなこと、あるいは価格低迷というふうなことの一番の元凶は難しいんですけれども輸入規制というふうなことしか活路がないと思います。今、マグロ漁業はさらにそれを違うところで解決しよう。漁船の修理コストまで中国に持って行って全く壊滅状態です。すそ野まで崩れようという、その問題は何度も言うんですけれども輸入の規制しかないということです。

それから、乗組員の確保なんですけれども、日本では少子化とかそういうもので、あるいは収入の関係で船に乗る人は、これは漁船員ということなんですけれども船に乗る人はだんだん少なくなってきました。残念ながら、これにかわるものはインドネシアとかああいうところの船員にかわる以外にないと思います。日本人になり手がいないのでこの部分の空洞化はないと思います。ただ、これを運営する、運航する、そういう資格者の問題がこれからは大事じゃないかと思います。これは日本人だけでなく外国人も含めて資格者をどういうふうに日本の法律にマッチさせていくか、あるいは日本の法律で育つ日本の資格者をどうやって育成していくか。そうすれば何人かのしっかりした資格者でもって外国人を使つての漁業ということが可能じゃないかと思います。遠洋、沖合に関しては以上です。

○木村委員 佐藤委員さんが言われた中身についてはこの4番で議論した方がいいと思います。

(2) 番なんですけど、沿岸・海面養殖漁業ということなんですけど、我々も古い時代は化繊というナイロン繊維が漁業に普及しない時代は大変魚をとる、あるいは養殖するにつけても本当に素朴な状況でやってきた経緯、昭和40年代に入って化繊が出る、それから漁具が開発される。沖合であろうと、沿岸養殖であろうと、沿岸漁船漁業であろうと活性化がその当時から図られてきた。それで、今は日本人が開発した漁具、養殖具、これが発展途上国というより近辺の全国に移動した。それらを含めまして輸入がバッティングする等々の存在が輸入で来る。といいながらも、やはりここで水産を向上させながら安定した価格で漁業経営をやっていくには4番とも関連ございますが輸入との兼ね合い、WTO、その次にあるようなんですけれども、これら含めて先ほど佐藤さんが言われた鉄鋼とか車とか輸出の外貨、日本黒字、何で我々のとったものを輸出できない、ゼロにしてください、これからバンバン入ってくると思います。一つの模索としては、国に対して日本国の黒字内容を我々1次産業、中小企業に還元すべきだというのが私の考えの一つ。

それから、やはり国に対してこれから養殖されているいろんな品種、あるいは漁船漁業、沿岸漁業でとれている素材、これが同等で中国、韓国から来る問題、これらについても国が決めた原産地表示は川上から川下まで効率化にして直すべきだ、競争社会に進むべきだ。今の状況では到底泣き寝入りでざる法で我々生産者が頑張っても輸入のために安い、輸入のために安くやめるという状況にあるわけで、ワカメがだめになったというのは中国から大変な量が来たためにだめになった。今、安心、安全で差別販売を取りつけたら3倍になったと、このようなことで、経済収入を得らせるためには漁場の整備、それから漁船漁業の場合は管理型漁業、環境問題が出てきますが、いろいろございますが、やはりとったものの価格向上させるには外国とのバッティングをどうしていくか、ここが問題点だと思います。この2番については。

もう一つは、やはり養殖というものは陸でいうと田んぼ、畑なんですよ。その地域地域で有効な漁場がありながらも漁業権という問題。やり過ぎることのできない、こういうのもやはり行政あるいは国の管理する保安部とも漁業者の意見を聴取しながら法律を現代的、将来的に直すべきだ、畑を多くつくってやるべきだと私はこう考えます。

○谷口部会長 ありがとうございます。

○大沼委員 私は漁業に関しては専門でないのでよくわからないんですけども、基本的に私は正確なデータに基づいて目標とか施策というものを考えていくということが非常に大切だというふうに思うんですね。それで、いろいろこういうふうなデータをお見せいただきましたけれ

ども、例えば漁業についても国際的な動向が今後、どうなるのかとか、価格も今、国内の価格は県内はこう、国内はこう、海外ではこうなっていると、やっぱりそういう正確なデータがどれだけこちらに提示していただいて議論できるか、そのデータに基づいて議論していけばより間違いがない基本的な方針とか方策が出てくるのではないかと思います。その辺のところも質問とあわせてお聞かせいただきたいと思います。

○谷口部会長 ありがとうございます。最初から日本の政策の根幹にかかわる重大な問題が出されて、どうでしょう、島貫さん。

○島貫委員 今、二人の大先輩のお話をお聞きして、プライベートでは両者とも我が社の荷主さんでもありますし、大事な川上の方でございます。反論するつもりはございません。言っていることは確かにもっともなことでございます。ただ、現実を直視した場合、我が社の扱い金額、ほぼ500億円の中の50%以上がもう既に輸入品で占められている。

固有名詞よろしいんですかね。ちょうど1週間前に宮城生協さんと店舗調査をやった中で、やっぱりフェース面から見てもここは60%を超えた輸入品、水産物についてはそれは現実にそういうふうな状況に追い込まれているというか、それが実態だということでございます。だからといって我々はそれをよしとしているわけではない。やっぱり国民の消費者の皆様方の満足度の最たるものは何かというと、依然として五十数%が価格の安さを追求しているという中で、やはりそういうふうな流れというのはむしろ、言っちゃ悪いんですけども業界エゴにとられかねないということも帯びているのではないかと思います。ただ、私自身はやはり日本の食糧安保構想の問題だとか、あるいは将来の地場産業の雇用を創出するとか、産業創出という面から見てこれではいけないというふうな思いはしています。ですから、そのために宮城県として一体どんな施策があるのかというふうなことで考えていくべきではないかなというふうに思います。

この項に合致するのかわかりませんが、私、おととい、ヨーロッパの流通視察でカルフル、メトロ等いろいろな量販店を見て回って、その中でガイドが進めるのが非常にいいことを耳にしたなということが一つございます。フランスでは地方にこそ、おいしいものがあるんだよということわざがあるというふうな中で、政府がAOCという仕組みをつくって政府が承認したブランドというものの仕組みづくりを行っている。AOCというのは何かというのはこれから私も研究してみたいと思いますが、つまり原産地呼称証明というものを厳しく政府自身がやっているというふうなことのようでございます。翻って宮城のカキだとかいろんなことを見ますと、やはりそういうふうなシステムをきちんと構築し、国内の商品が一番鮮度がよく

ておいしくてうまいもので、そういうふうな付加価値が非常につくんだよと。差別化をどう図っていくかというふうなことこそ今から考えるべきであって、この会議の延長にそういった具体策が出てくるかどうかわかりませんが、日本の政府でそういうふうなことが無理ならばせめて宮城県でそうしたことができないかどうかというふうなことも将来の課題ではないかなというふうに思います。

ちなみに伊達の牛タンとか、ああいうふうなものは輸入品ですからそのブランドには入らない。笹かまぼこはどうかというと、これも原料が輸入品であるからそれは入らない。あくまでも宮城県でとれたものを主体にした素材で、そしてまた製造工程もよりすぐれて吟味されたもの、そうしたものを認証しているシステムがある、そういうふうなやり方であれば、宮城の水産物なんていうのは、将来志向していくやり方としては一番やれる方策かなと、具体策かなというふうに思います。気づいた点をちょっと述べて間口が広くなりましたけれどもそのように思います。

○谷口部会長 一応ご質問いただいてそれから質疑討論という予定にしていたんですけども、既に質疑討論を越えて議論が始まっていますのでここで全体を含めながらおのこのポイントをお示しいただきながら議論をしていただきたい。皆さん、宮城の水産をどうするか、産業をどうつくり上げるか、雇用と生活をどう守るかという疑問を痛いほど私に伝わってきますので、それを含めてぜひお願いしたいと思います。

今、島貫委員の方から、消費者とのかかわりでのご意見がありましたので、それに関しては後ほどまたご意見を賜りたいと思います。どうぞ木村委員。

○木村委員 今、仙台市場の輸入の50%ということでございますが、その輸入品という存在は管理された魚、あるいは管理された製品、世界的にとりっ放しの輸出、輸入、こういう形での論理では長く将来につながらないと私は思います。これはやはり管理できないところから輸入ストップとか、あるいは詮議をするとか、国に対して訴えていくとか、これはやっぱりやるべきだと思います。

それから、二、三日前に中央市場の築地の部長さんにお話ししたんですが、築地の量的なものは変わりなく入荷になってくると。ただ、輸入品の価格によって国産品が高く売れないと。輸入品と国際品の価格差が縮まってしまって我々としては売りやすいと。売りやすいけれどもお金にならないと、今、こういう市場原理が起きているという話を聞いたんですが、その辺の整理が私は必要だと思います。

それから、(3)のその他の科学的根拠の問題でクジラが出てきていますのでちょっとお話

ししたいと思います。沿岸の資源は、やはり我々は管理型漁業ということで指導しながらやっています。ところが、世界は日本のデータはうそだろうと。ごまかしで持ってきたんだろうと知事さんがそういうことを言われたと言っていました。現実にこのままであれば、私は国に対して、クジラを我々は間引きするよと、漁業者が間引きするよと。沿岸、15メートル、20メートルまで入ってきて我々がとるものをみんな片っ端から食っているんだ。こんなことでは人間が生きるのか動物が生きるのかどっちだと、あくまでもこういうことで主張したいと思います。例えばこの組織で、あるいは県に対してクジラは間引きしてもらわないと困るんだと、資源管理云々で。魚がいなくなる。こういうことを主張したいと思います。

○谷口部会長 クジラに関しては日本のデータは極めて正確ですし、日本の提案はおっしゃるとおり全く正当な提案をしているということは私もぜひ研究者の立場として訴えたいと思います。ありがとうございました。

○川野委員 私は小売業ですから現場の方には全く無知なんですけれども、ですから意見としてはとんちんかんかもしれませんが、私は二つぐらい議論と資料を見ながら考えていたんですが、これから当然、そういうまとめの方向になっていくと思うんですが、一つは先ほど資料の中でご説明いただきましたけれども、大事なことは語られている資料が今後、我々が全体的に右肩が下がっているわけです、すべてにおいて。右肩が下がったことをベースにして水産業というものを考えていくのかどうか、あるいは方向性としては何らかの形で右肩を上げていくためにどういう方策をするのかということではゴールが違ってくれば、当然方策も違ってくるんだろうと。

もう一つは、先ほど島貫さんがおっしゃいましたように、競争というのはどの世界でも当たり前、どの業界でもどの産業でも当たり前になってきている中で、先ほど大沼委員もおっしゃられていましたけれども、具体的な競争の中身を吟味しながらどういう形で宮城県の水産をその競争の中で培っていくための方策を考えていくのか。その一つが先ほど島貫社長がおっしゃったようなことも方策としては考えられるんだろうと思うんですが、その二つが明確になっていないと、ただ単に議論しては活発になるかもわかりませんがゴール、方向性が見えてこなくなるのではないかなというふうに思います。私としては全体の方向性としては右肩が上がるということはなかなか難しいんだろうと思います。

基本の中でどう競争に打ち勝つのかということを考えなければいけないのかというふうに思います。

○谷口部会長 決して右肩下がりではなくて、沿岸漁業とそれから養殖業はむしろ上がっていま

すよね。これは重大な問題です。でもおっしゃるとおりで、視点を明確にするという意味で大変貴重なご意見ありがとうございました。

それから何人かの方々からご意見を伺って幾つかの資料、この議論にとって極めて重大な資料のご紹介が県の方からございます。その前に、例えば右肩下がりの最たるものは漁業就業者の高齢化と減少です。つまり魅力的な産業ではないような印象を受けるわけです。それをどうすれば克服していくかという非常に重大な問題ですね。島貫委員や川野委員から消費の対象、食料品としての漁業生産をどうするかということから考えれば、消費者としてどのようなものを求めるのか、例えば安いのがいいのか、あるいは安心、安全といったスタンスで、これらを評価するのか、そういう動向も見極めていく必要があるのではないかと思います。早坂委員からご意見を賜りたいと思うんですが。

○早坂委員 その辺が私がお話ししようと思っていたのは、カキの問題がありました。あのときに安心したものをどのように供給するのか、私も一消費者なんですけれども、お店に行つてまず一番先に確認するのはどこでつくられているものなのか。またそれが本当に安全なんだろうかと。普通の方は価格だとかいろいろおっしゃるんですけれども、ある一定年齢になりますといろんなことを考えます。今、年齢的にいつて何を食べてもいいのかもしれないんですけれども、日本の国の中で経済的にどうしたらいいのかとか、いろんな総合的に考えますと、安心で地場でとれたもの、国内でとれたものというのを最優先に考えている人間もいるということも頭に入れておいていただきたいと思います。それが結局、例えばカキなんか結構の宮城県のカキはおいしい。それが安心で、ある範囲の値段であればどなたでも買われると。そうすると、逆に言って消費がふえる。消費がふえればつくる方もふえてくるんじゃないかと。先ほど地元消費者にサポートになってもらいたいというお話が県の方からありました。これはサポーターになるもならないも、やっぱりそれが私たちにとってどのような役割を担っているか、そういうものが皆さんにわかっていたら消費がふえてそれに類する従事者もふえてくるんじゃないか。

もう一つですけれども、先ほど島貫さんがフランスのお話をしてくださいました。宮城県の中でも最近、すし街道というのができたと思います。私、こういう形で宮城県の地場のものを使ったPRをすると。そういうことも消費者にどんどんしていただくと、もっともっと地元のものが地元の海産物が見直されて消費がふえて、しいては雇用拡大につながるかなと思っています。

○谷口部会長 ありがとうございました。フランスの例で言えば、海藻を食べさせた羊はそれ以

外の羊の2倍ぐらいの価格が付けられています。非常に重大な話です。

○島貫委員 消費者のご意見をお聞きしたんですけれども、わきに木村さんがいてちょっと言いにくいんですけれども、韓国のカキは決して毒が入っているわけじゃないですね。それから中国のワカメは何も変なワカメではないですね。ただし、それを日本のものと言って売るところにうまくないところがあるんです。ですから、消費者も十分にわからなくちゃならないと思うんです。これは韓国産ですよと言って食べる、安い、これは宮城産ですよと言って、きっとおいしい。そういう区別をきちっとしていかないとだめなんじゃないかなというぐあいに思います。

○谷口部会長 大山委員から先ほどの議論を進めていただきたいと思います。

○大山委員 消費者の立場からということで、私は大学の方では栄養教育を担当しておりますのでどんな食生活を展開していけばいいかというあたりを考えていきたいと思っておりますが、そういう立場から申し上げますと、先ほど早坂委員がおっしゃいましたように、カキの問題になったときに、やはり安全性をととても重視して、そのときに表示をかなり問題にされたかと思えます。宮城県のものだったらおいしいからだから安心して買える。そういう表示の情報というのは一つはとても大切になっていると思えます。

今、日本じゅうの食生活を見ても魚の摂取量というのは必ずしも減っているわけではないと思うんですね、全体的に食ます。ただ、食べている中身が少しずつ変わっているというのがあるかと思えます。昨日まで実は私、学会に行っておりましていろいろ発表を聞いておきますと、子供の食生活を考えるときに何が大切なのかという問題提起の中に一つ野菜と魚嫌いというのが何件かあったんですけれども、子供たちが魚を余り食べない。食べないと言いつつも食べている魚はあるんです。それはマグロなんです。マグロとかおすしとかはとても好きだという報告を受けました。なぜ嫌いなのかといいますと、臭い、それから骨があるからというようなことがありました。報告ですから一部のデータなんですけど、ただ子供たちが何を本当に食べているのかというのを見ていきますと、食べている魚料理も限られているんじゃないかという感じがいたしました。魚の種類もよくわからないとか、食べ方もよくわからないということがふえているんじゃないかと。その辺あたりの情報も不足しているんじゃないかと考えます。

それから、同じように個人的な話になってしまいますが、学生と話をしているときに野菜の話をしていたんですが、中国の野菜と日本の野菜があったらどっちを買うかという話をしました。そしたら絶対日本のものだと。中国のは怖くて嫌だと。ちょっと短絡的な話なんですけれど

ども、日本のものを買うんだと。食事を選ぶときには安いものを食べたいと。安い食事というのはどうしても輸入のものがふえてくるでしょうという話をしたら、わからなければいいんだよという意見が返ってきました。やはりその辺をきちんと自分たちの中で理解しながら食べていないんじゃないかというのは気になりました。ですから、本当に宮城県のおいしくてこれは宮城県が誇れるものなんだというあたりをもっとPRできたら一番じゃないかと島貫委員の話を聞きながら感じたことです。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。

既に議論沸騰していますが、この議論を進める上で重大な、県として具体的な提案、考え方がございますので、それを鶴飼課長からご紹介いただきます。資料に基づいてこの議論を発展させて次回以降、方向付けできるように事務局からご紹介があります。

○事務局 私から現段階での基本的な考え方と申しましょうか、そういうことにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず資料の4を再度お開きいただきたいと思います。資料の4の中の一番右端に先ほど後藤次長の方からご説明申し上げましたが、アンダーラインを引いている部分がございます。2の水産業振興に関する基本的な方針の中で施策推進の基本的な考え方という部分、それから大きな4、施策の展開方法、これをどう考えるかという部分がございますが、この点につきましてただいまからご説明を申し上げます。

なお、先ほど大沼委員、川野委員からお話がありました中に、いわゆる目標値をどうするかといったようなことがございました。これにつきましてはここの3の計画と目標というところで次回ぐらいにお示しをしたいと思っているんですが、今、鋭意悩みながら目標値を定める作業中でございますのでしばらく次の会までにお待ちをいただきたいと思います。

そこで、説明に移らせていただきますが資料5をお開きいただきたいと思います。

これは初めに部会長さんの方からお話があった中に含まれておるものでございますが、そもそも初めに改めて水産業の持つ特性ということに関して振り返っていきいたいということでこのペーパーをつくってございます。循環型社会を形成する宮城の水産業と銘打ってございますが、これは水産業と物質循環という観点に立ったものであります。この1行目に書いてありますように、地球上では水を通じた循環によりまして陸上から海への水が運ばれていく。つまり窒素や磷などの栄養塩が陸上から流入をするわけでありまして、これを植物プランクトン、あるいは海草がこれを取り込んで成長するというものであります。この栄養塩はさらにプランクトンを食べる魚、あるいはその魚を食べる魚、いわゆる食物連鎖によって多くの水産生物をはぐく

むということになるわけでありまして、この水産生物を食糧として海から回収をする。そして、陸上に循環させる、こういった働きを行っている唯一の産業である。そういう位置づけをしております。

その中で下の方の箱で囲ってございますが、これまで20世紀は非常に科学技術が爆発的に発展をした時代でありますけれども、その発展の陰で環境問題であるとか、そういった負の側面というものも残してきた、そういう反省に今、立たなきゃないという局面にあるわけでありまして。今、そういう21世紀を迎えて我々としては持続的な社会の実現を目指した仕組みをつくる必要に迫られるという局面にあるわけで、本来的に循環型産業である水産業、これを健全に育てるということは単に産業を振興する意味ではない。健全な地球を維持するということにつながる。そういう観点を持たねばならないのではなかろうかということで、こういう面を念頭に置きまして今後の作業にかかりたいと。そういうことを通じまして宮城版としてのイメージを考えていきたいということでございます。

ちょっと次のページを開いていただきますと、ここにポンチ絵がかいてございますが、そのイメージとして描いてみたものであります。宮城県というのみ牡鹿半島を境にしまして北側はリアス地域、南の方には砂浜、内湾地域が広がっているという大きな地形的な特徴がございます。右上に象徴的にかきましたが、山から下ってきた水の循環と申しますか、そういうのを通じましてここにプランクトンが育ち、幼虫が育ち、そういったようなことになるわけで、これら成魚が収穫され、あるいは養殖生産物が水揚げされると。これが県民に供給されるといったようなことでこういった循環を繰り返していくわけなんであります。それぞれのいろんな局面でやっていくべきことが出てくる。例えば一番右上に書いてありますが海の局面においては水産資源の維持というふうなことでどうしようかと、あるいはその下の方に書いてありますが(5)として環境保全といったようなもの、これを今の循環ということを見ると単に生産者だけではない。いわゆる県民もこれに参加するというような仕組みをつくっていかなくちゃならないんじゃないかといったようなこととか、いろいろそのステージ、ステージで考えるべきことがたくさん出てくるだろうということでもあります。

それを文章にしたものが3ページ、施策推進の基本的な考え方というものでございます。ただいま申し上げましたとおり、水産業における宮城らしさの実現を図っていくためにはということで、このフレーズの下から3行目に書いてございますが「食の循環型社会」を形成できる土壌にある宮城県とすれば、このバランスのとれた物質循環を通して自然と共生できる水産業を確立すること。それが宮城らしさにつながっていくのではなかろうかということでもあります。

具体的には、まず（１）水産資源水準の維持と水産物の安定供給という点であります。これら資源の維持安定、それから県民に対する良質な水産物の安定供給といったことを担っていくべきであろうと。国レベルでいえば、水産物の自給率向上という国の理念達成に貢献するという、こういう姿勢が必要であるということでもあります。

（２）安全、安心、そして付加価値の高い、言葉を変えれば消費者を意識した水産物の供給ということを考えていこうではないかということをごさいます、そのためにはということ、2行目に書いてございますが、「生産者の顔が見える素性の明確」な水産物の供給といったようなことも視野に入れていかねばならないのではなかろうかということでもあります。

（３）としまして経営感覚を重視した担い手の育成であります。先ほどの委員のご意見にもありましたが、まさに競争力のある水産業といったものを構築するためにはどうしても経営感覚にすぐれた意欲あふれる担い手そのものを育成する。そしてまた、そういう生産体制を確立するということが必要になってくるだろうということでもあります。

（４）ブランド性の確立、これにつきましては消費者、流通業界のニーズを把握しながらということは当然なわけですが、水産業者がこれは消費者も含めて連携してすぐれた水産物のブランド性を確立していかなければならないということがあろうかと思えます。

（５）水域の環境保全であります。これは漁業地域の環境保全、基盤整備、これはあくまでも生産の基盤になりますから水産側としまして、例えば漁業系廃棄物の再利用であるとか、そういった環境負荷の小さい水産業を構築していかなければならない。

（６）水産業に対する県民理解の促進、これが非常に重要であると思えます。都市住民との交流促進であるとか、先ほど委員から出ておりますが水産業に関するいろんな情報の積極的な発信といったことによりまして漁業地域の魅力を最大限に発揮するとともに、やっぱり宮城の水産物、それから宮城の水産業、環境保全の重要性、そういったことについて県民の理解を促進していくということが必要であるということでもあります。

次のページにいきます。

（７）水産業者の自主的な取り組みを推進しますというふうに書いてございます。これはやはり生産するサイドとしまして資源管理、操業秩序の維持、それから環境保全、例えば衛生管理、適正表示、そういったことについて責任を持って自主的な取り組みを行っていくという姿勢が必要だろうということでもあります。

最後の（８）であります、産・学・官の連携ということが書いてございます。先ほど大きな意味で自然と共生できる水産業を確立するというためには、やはり産・学・官が連携してい

ろんな仕組みを明らかにしたり、そういうことが必要になってくる。そういう中から将来にわたって自然と共生できる産業としての確立を目指そうというふうなことでございます。

以上、この八つの点を基軸にして計画を考えていこうかと考えているところであります。

そこで、資料6であります、これはまだ作業中なものでございましてきょうのご議論に幾分役に立てばということ用意いたしました。施策の展開方法というのは例えばどういうものがあるだろうかということでございます。

1番目に、将来にわたる安全で良質な水産物の安定供給を図っていくためにということですが、課題が一番上に書いてありますが、食に対する安全、信頼性、健全性、そういったものが強く求められるといったような状況にある中で、展開の方向としては、例えば2番目の○に書いてありますが、生産から消費までの一貫した安全対策、これをやっていくためにこういう方向を目指して施策というものを考えていくべきだろうと。例えばこういうことであります。

次のページになりますが、大きなⅡとしまして水産物の持続的かつ安定的な利用というふうなことを考えていくために、課題の中にありますとおり、一番上にあるとおり、資源水準が長期的に低迷をしているという否めない事実があるわけでありまして。そういう中で目指すべき方向としては、いかに適正な漁獲努力量を保っていくのか、その仕組みづくり、いずれ資源管理というものは非常に強めていかなきゃいけないというふうなことであるとか、それから投資効果の高い栽培漁業といったものの推進、下から2番目の○にあります、海洋環境というものを維持保全、あるいは修復をする、あるいは環境を常にモニターする、そういった施策を打っていかねばならないということである。

次のページになりますが、Ⅲ健全で活力ある水産業の構築のためにということでありまして。先ほど来、問題となっております課題の三つ目の○に書いてありますが、就業者が減少する中で次世代の漁業を担う人材を育成確保しなければならない。そのときに施策としてはどういう方向でやるべきかということでありまして。

展開方向の一番上に書いてありますが、経営管理手法というものの浸透を図っていく、あるいは2番目にありますとおり、後継者の位置づけというものを漁村社会の中で明確にしていくであるとか、マグロ漁業権の緩和、そういったものが考えられるだろうということでありまして。

次の4ページでございます。Ⅳとして競争力のある水産業を構築するためにということですが、これにつきましては、例えば三つ目の○、本県の水産物が持つ品質の優位性、あるいは多種多様な水産物が水揚げされる産地の優位性をどうやって生かしていこうかと、こ

んなことを考えていかなければならないのではないかとということでもあります。

次のページ、V水産業、漁業地域が有する多面的機能の発揮ということが一つの重要な課題だと。これらの展開方向といたしましては、例えば三つ目の○に書いてございますが、地域の固有の資源を最大限に活用して水産業の魅力を幅広く発信していく場、機会、そういったものを設け、そういう中から都市と漁村の交流を促進し、相互の受け入れ態勢の整備を推進をする。その次にありますが、海洋レクリエーションと漁業の共存という意味で、例えばゾーニングなどの基盤整備を図るといったことも考えていかなければならんのではないかと。それから、先ほど来、お話が出ていますとおり、一番下に書いてありますが、漁村地域における食文化を見直しまして、スローフードであるとか、あるいは地産地消の考え方、これを取り入れて時代に継承すると、そういったことも必要であろうということでもあります。

以上が、今まだ作業中なんでございますけれどもこんなような方向づけで考えていってはどうかなというようなことをグループ討議の中で我々としては作業をしているというところであります。

私の説明は以上であります。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。かなり具体的に展開方法についてのご説明がりましたが、ぜひこれから意見交換をしていただきたいと思います。

○木村委員 この資料6の1番なんですけど、良質水産物、これは計画の中でできている可能性は十二分にあると思います。ただ、安定供給というものについては養殖物であれば安定供給はできますが、漁業というものの安定供給は今の状況下ではなかなか難しいということがあると思います。であるから、やはり将来、資源管理あるいは管理型漁業を推進して将来像をきちんと描くべきだと私はそう思います。

それから、問題は、宮城の魚のブランド、これが今後、どのような形でブランド化を進めるか、これが一番必要だと思います。以前、兵庫県の方に視察に行きましたら、汽車からおりでタクシーに乗ったら、くぎにとというイカナゴの佃煮、くぎにと向こうが言うんですが私たちはわからなかったんですが、くぎにとというのはどういうものですかとタクシーの運転手に聞いたら、「だんなさん、くぎにをわからないんですか。かたくなっくぎみたいになるからくぎにと言うんだ」と、こういうことなんだけれども、聞いたらイカナゴを兵庫県では30キロや40キロは炊きますと。兵庫県全体で30キロ、40キロ、炊く人は60キロぐらいは炊きますと。2万トンの水揚げされるイカナゴはほとんど足りなくなって宮城からも買い受けしますと、こういうような話を聞いたんですよ。それまでブランドをつくってなるまでは漁業者ある

いは婦人部等がご苦労されたんだそうですが5年くらいかかってようやくになったということで、これは他県まで手を伸ばすと大変経費や労力がかかると。県内を満遍なく普及させようということで始まったというお話を聞きましたが、今は定着してそのような状況にあるということとを研修してきたわけなんです、やはり宮城ではその努力がないと思います。やはり地場産品のもはただ出すものでなく、宮城の地産地消、この辺をいかにしたら宮城の生産されたものがブランド化になっていくか、これもやはり今後の課題としてつくるべきだと私は思います。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。

私から事務局にお願いがあるんですがよろしいでしょうか。

最初に、水産業というものは窒素や磷を陸上に回収するという循環系をもつ重要な産業であるというご指摘がございましたけれども、日本の水産物は、価格が非常に高いと言われていますか、果たして本当に高いかどうか検証する必要があります。環境を保全する機能として宮城の水産物がどの程度寄与しているか計算をする必要があります。今考えられることは、下水道処理との対応だと思います。有機懸濁物を除去するには下水道の2次処理があります。それに対応する海の生物はカキとかアサリとかといった2枚貝、ホヤなど濾過食動物です。これから注文なんです、下水道処理の2次処理でどの程度のコストがかかるかです。それに対して宮城で生産されるカキが2次処理能力としてどの程度計算されるかということが我々は計算できますから、アサリとかこれら2枚貝、ホヤも含めたものと下水道処理能力とのコストを比較してみたい、その辺のデータをぜひお願いしたいと思います。

もう1点、アサリやカキ、ホヤによって有機物が無機化されるますが、次に富栄養化が起こります。無機化された窒素や磷が必ず出てきます。陸上から放流されるものは、よく言えば海の肥沃化、悪く言えば富栄養化、汚染です。これら無機物を除去する能力を持っているのは海藻と植物プランクトンです。海藻の生産量とそれに見合う額の高次処理、下水の高次処理はどの程度コストがかかるかということ資料にさせていただくと、宮城の水産物がどの程度寄与しているかということが計算が可能になってくるし、いわゆる環境評価にもなってくるんです。したがって、我々がつくっている水産物は決して高価なものではないというふうになるわけです。例えば自動車や電気製品をつくってフロンとかダイオキシンとかいろいろ出しています。電力をつくる上において多くの熱を放射しているし、二酸化炭素が大量に出ている。また原子力の場合は維持するのに大変な問題がある。それらのコスト計算はなされているのですが、我々の水産物はいかに環境に寄与しているかという計算をすべきだと私は思っています。

それと同時に、古典的ですけども生態学的なピラミッド、1次生産者から高次生産者に至

るまでの宮城版の生態学的ピラミッドを重量で結構ですからそれをお示しただけならば、宮城で生産するすべての水産物の環境に対する評価が近い将来、可能になるだろうし、それは宮城県から発信すべきだと私はこの委員会で、この部会でぜひ結論を出していただきたいと願っています。よろしくお願いします。

もう一つ言わせていただきます。現在、日本の沿岸は窒素過剰なのです。糞尿が大量に流れ込んでいて窒素過剰である。そういう立場からいけば、輸入食料品は決して好ましいことではない。日本の海あるいは日本の肥沃な土地と海でつくられたものではない、よその国でつくったものを輸入してその廃棄物を全部海に流し込んでいるという意味で非常に重大な問題があるということです。私がこういう発言をするのは部会長として非常に好ましくはないとは思いますが、ぜひ言わせていただきたい。これらを含めて、先ほど佐藤委員や木村委員が強くご指摘されたことも含めて大変重要な問題なのです。やはりこの場で考えていきたいと思えます。

この場はこれからの宮城の水産の振興方策というものを議論する場ですから、幾つかアイデアがございましたらぜひお伺いしたいと思います。

○早坂委員 谷口先生に一つ質問してよろしいでしょうか。環境問題の中で今、松くい虫が大変で魚つき林がかなり被害に遭っていますと。この魚つき林がなくなると将来的に漁場というのはかなり影響があるものなのかどうなのか。要するに先ほどいろんな形で分水嶺とか山の話もちょっとしてくださったんですけれども、沿岸漁業をいいますと山のこととも関連してくるのかなど。その部分をどこかで区切りを入れることができないのかなとちょっと思ったものですから質問したんですけれども、お願いします。

○谷口部会長 大変うれしいご質問です。松くい虫による被害は宮城県は結構頑張っていますけれども秋田県とか山形県は大変重大です。もう悲惨としか言いようがない。実は森林がなくなると大変なことなのですね。沿岸の生物にとって土砂の流入と淡水の流入は重大な問題です。山が栄養を供給するというのはほとんどいかさまの話ですが、問題は土砂の管理、森林は土砂を管理する。それから淡水をコントロールする、これらが最も重要なのです。だから、山に木がなくちゃいけないし、防風林、防災林がなくてはならない。魚つき林がなくてはならない。そういう意味でぜひ守らなければならない。現実には山から木を伐採することによって沿岸が破壊された事例があります。それはまさに土砂と淡水の流入です。海の生物にとって淡水というのは毒性物質ですから、土砂というのは生物を破壊する物質ですから、大変な問題なのです。だから、山に木がなくちゃいけない。山に木があつて山をしっかり管理しなければならない。山に人が住んでいれば多分松くい虫の被害はこんなに広がらなかったんだろうと思います。山に

人が住むにはどうしたらいいかを含めて考える必要がある。山から出る廃棄物はたくさんありますね。間伐材や流木、犠牲木などがたくさん出る。それをどう利用するか。そして、畜産の廃棄物をどう利用していくか。それらを海との関係で利用するシステムをつくらなくちゃいけないと思っています。そうしなければならないと思います。

○木村委員 関連して。私の住むところは金華山に近い鮎川の方なんですけど、石巻から金華山周辺は松は1本もございません。みんな枯れ果てて、それこそ墓場のようになっています。じき最近台風で、あるいは風によって根がやられていますので根ごと海に入っていくいろいろな船の被害、いろいろな被害をこうむっているわけですが、今度がけができて泥が流れてしまう。全く大変なことですよ。沿岸関係を追跡しようと思っていっているんですけど、外国の輸入物があるところの風下が一番やられるんですよ。そういう話は別にして、大変魚つき保安林は大切にしていかなければならないと思います。営林署、今なくなっちゃったんですけど、自分たちが小学生とか中学生、組合員も含めて松くい虫に強い苗を育ててもらって何万本か植えましたけれども、そんなものでは到底手の負えることではございません。

○谷口部会長 ほかにございませんか。

○島貫委員 高い方向案が示されたわけですけども、これでもかなり範囲が広くて相当苦労なさるなという思いがしないわけではございません。我々も資源管理の問題については相当危機意識を持ちまして市場に入ってくる魚が大幅に小型化している問題で、持続可能な漁獲、規制というものはあるべきだということで、たしか5月に県知事さんに陳情を出したいきさつも、ここにいらっしゃる県漁連の木村会長にも同時に提出したんですけど、ただ宮城県内だけの話じゃございませんでして、福島県や岩手県とともにということで東北6県でそういう活動をやっています。魚に県境はございませんからともに東北6県でそういう兆候、資源回復というものを願って、いずれは水産庁、国との整合性ということも必要なんでしょうけれども、まずは宮城県からそうしたことを発信できたらなと。現にやってはいることではございますけれどももう少し強力をお願いしたいなという思いです。

それから、先ほど大山先生の方から魚嫌いということがありまして、実は私、魚食普及協会の会長も兼ねていまして、台所の今風のオール電化の台所の中で魚が合うのかという問題、あるいは包丁を持っていない家庭もある。においがあって生ごみの出す日も限られていく。そういう中で料理方法も知らない。いろんなことがあって結果的に魚嫌いというふうな形で表現されているかと思っておりますけれども、今どきのすしのブームのように簡便性、そして口まで持っていける努力をするならば、魚嫌いって本当にあるんだろうか。それは世の中の変化の中で我々

が魚の消費活動に真剣でなかったというふうな反省を含めてですけれども、決して魚嫌いというふうなことではないという確信はしております。ただ、肉なんかと比べて高いから敬遠されているというのは現実の問題としてはあろうかというふうに考えています。

いずれそうした場合に啓蒙だとかPRということもあるんですけども、宮城県の学校教育が一体どうなっているのか、今も家庭科というのがあって料理なんかは学校の義務教育の中でやっているのかどうかですね。私は今どきのことはよくわかりませんが、この前は20もの小学生の数を市場に招きましていろいろ行事をやりましたけれども、本当は高校生をやろうかということで、本当に喜びますし、そして一番の新鮮な魚を朝御飯をごちそうしまして大変な喜びようでございます、こうした地道なことが今から必要ではないかなというふうに思います。県がやることですから、やはり県の教育の中にどういうふうな形かにして地場の製品のおいしい食べ方とか料理方法だとか、そうしたものが冗談でなくて現実にそうしたことができるのかできないのか、そういうふうな部分まで考えていただきたいと思います。

○谷口部会長 どうも貴重なご意見ありがとうございました。

まことに申しわけございませんが時間になりまして、もし短時間でしたなら。

○佐藤委員 宮城県でやること、やらなければならないことがここにあります。そして今、島貫さんの方からは隣の県とか全県の話も出ました。ここにはないわけではないんですけどもなかなか日本だけで解決できない問題がたくさんあります。かといって宮城県でそれをどうするんだということもできませんので、日本の水産行政に強烈に反映できるような、そういうパイプもつくっていただきたいというふうに思います。メニューの問題にしても、資源の問題にしても単に消費ということだけでなく今、本当に困っている問題が、これは時間がないので言いませんけれども、あすあすにこういうことがあったんですか、何でもっと早くというようなことが一つあるので、ぜひ水産政策に強烈な意見を述べられるよう、そういう方向をつくっていただきたいと思います。そのルートの根源はこういうふうなところから出た意見を正確に水産庁に進言して日本の水産外交とか水産政策ができるようなものをつくっていただきたいと思います。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。次回は具体的な大変な問題をぜひ取り組みたいと思います。

ということで、宮城県の水産というのは国際的な影響力があるので、影響力を発揮できる水産行政の方向性をつくっていただけると心から願っております。

ただいま多くの貴重な意見をいただきましたが、このご意見を基本計画の中に組み込むこと

が可能かどうかについて検討した上で次回まで骨格案を取りまとめて再度ご検討をお願いするというにいたしたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いいたします。

また、今後の審議スケジュールにつきましては資料7にございますのでこれも含めてぜひ多くの先生方が参加して豊かな議論ですぐれた基本計画にできるようよろしくお願いいたします。

なお、本日、まだ言い足りないこととか、是非これは取り入れてもらいたいということがございましたら、皆様のお手元にメモを送る封筒が用意されておりますのでそちらの方もどうぞよろしくお願いいたします。

それでは、最後の議題、その他でございますが、事務局の方で何かございませんか。

○大橋課長 それでは、事務局からその他についてお話しさせていただきます。

本当に短い時間の中で熱心な話し合いをいただきまして本当にありがとうございました。

今後の日程につきましては今、部会長の方からお話ございました。資料7のとおり予定してございます。

次回開催の具体の日時につきましては、部会長と調整の上、事務局からご連絡いたしたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

それから、部会長からもお話しございましたけれども、本日、言い足りなかった意見等がございましたらお手元の用紙に記入の上、郵送でもファックスでも電子メールでも結構ですので事務局の方にご送付いただければありがたいと思います。以上でございます。

○谷口部会長 どうもありがとうございました。

ほかに何もございませんならば、これをもちまして議事の一切を終了させていただきます。

円滑な進行へのご協力を賜りまして心から感謝申し上げます。

どうもありがとうございます。

○司会 以上をもちまして、第1回宮城県産業振興審議会水産林業部会を終了させていただきます。

委員の皆様、どうもお疲れさまでした。

4. 閉会